

平成25年5月30日開催

第 12 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第12回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年5月30日(木)午前10時00分

2. 開催場所 ピュアプラザ サークル室2

3. 出席委員 21 人 (欠席委員3名)

1 番	安田悦郎	出	1 3 番	西村和夫	欠
2 番	若生田	出	1 4 番	橋本孝	出
3 番	渡辺生	出	1 5 番	前川達	出
4 番	松本	出	1 6 番	酒井	出
5 番	白井	出	1 7 番	川端	出
6 番	藤原	出	1 8 番	中道	出
7 番	土居	出	1 9 番	吉田	出
8 番	小山	出	2 0 番	前谷	出
9 番	山水	出	2 1 番	川上	欠
1 0 番	水橋	出	2 2 番	見野	欠
1 1 番	岡田	出	2 3 番	金	出
1 2 番		出	2 4 番		出

4. 出席事務局職員

事務局長 若生 富夫

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第6号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

事務局	ただ今から第12回総会を開催いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。
会長	挨拶
事務局	本日、13番西村和夫委員・21番川端英幸委員・22番見上久義委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。
議長	これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  【異議なしの声あり】  それでは、議事録署名委員は、1番安田悦郎委員、3番渡辺隆委員にお願いいたします。  以上で日程第1を終わります。
議長	次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番から4番までの議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第1号の議案書をご覧下さい。農地法第18条第6項の規定による解約通知については4件です。議案書をもとに説明します。  【報告第1号1番から4番を議案書をもとに朗読】
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。  【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
20番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)

議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。  【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されており ますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を 満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
5番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませ んか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。  【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位1番ですが、経営規模拡大のため、厩舎を建築したいとするものです。 申請地は軽種馬の営農管理上、最適地であると判断し選定した。隣接地は主に採草地であるが、 施設と境界部分には周辺通路をとるため、周辺農地には支障がないよう配慮した。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請に ついて、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われ ます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていた とき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ござい ませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付することに決定いたします。
議長	次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位1番ですが、砂利採取のための一時転用です。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請に ついて、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われ ます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていた とき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当との意見を付することに決定いたします。
議長	次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。 事務局より議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に事務局より議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号2番の集積計画について決定といたします。

議長 議案第4号3番の審議の前に、17番川端義幸委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。  
(17番川端義幸委員 退室)

議長 次に事務局より議案第4号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番の集積計画について決定といたします。

議長 それでは、17番川端義幸委員の入室を認めます。  
(17番川端義幸委員 入室)

議長 次に事務局より議案第4号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第4号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号4番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第4号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第4号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号5番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第4号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号6番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号6番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号7番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第4号7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号7番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号7番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号8番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号8番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第4号8番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号8番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号8番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号9番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号9番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第4号9番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号9番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号9番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号10番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号10番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第4号10番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号10番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号10番の集積計画について決定いたします。



議長 議案第4号11番の審議の前に、16番酒井薫委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。  
(16番酒井薫委員 退室)

議長 次に事務局より議案第4号11番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号11番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の6ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第4号11番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号11番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号11番の集積計画について決定いたします。

議長 それでは、16番酒井薫委員の入室を認めます。  
(16番酒井薫委員 入室)

議長 次に事務局より議案第4号12番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号12番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の6ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第4号12番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号12番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号12番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号13番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号13番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の7ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第4号13番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号13番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号13番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号14番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号14番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の7ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第4号14番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号14番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号14番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号15番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号15番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の8ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

23番 議案第4号15番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号15番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号15番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第4号16番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号16番を議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の8ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
23番	議案第4号16番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号16番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号16番の集積計画について決定いたします。
議長	次に事務局より議案第4号17番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号17番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の9ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
23番	議案第4号17番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号17番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号17番の集積計画について決定いたします。
議長	次に議案第5号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より議案第5号申請順位1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更については1件です。議案書をもとに説明します。  【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位1番ですが、飼養頭数の増加により、新たに厩舎を新設するものです。申請地は軽種馬の営農管理と、経営地・施設用地を有効利用するのに最適地であると判断し選定した。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、用途の変更について適当であると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第6号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。  
事務局より議案第6号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号1番を議案書をもとに朗読】

申請地は、平成11年に5条転用で許可された土地で、農家台帳の現況地目も宅地となつてこの度、地目変更登記のために、非農地の証明願い出がされました。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

18番 議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいで  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第6号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は相続農地で、隣接した宅地に老朽化し半壊した住居及び物置があります。この度この土地を町外の方に売買するために証明の発行の申請をされています。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査の結果、願出人の事情は理解できるが、当局への斡旋がされていない。まずは農地の斡旋申出をしていただくよう願出人に通知する旨意見をいただいております。よって今回は非農地証明は発給できないとの意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

11番 議案第6号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第6号2番については、現地調査した4名の農業委員で協議した結果、非農地の証明は発給しないこと及び申請者に農地の斡旋を申出をするよう通知することの判断を適格とみなし、証明は発給しないということに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号2番は証明を発給しないこと及び申請者に農地の斡旋申出をするよう通知することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第6号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 この西端の4筆は、平成22年に同じ願出人から西端にある所有地について、現況証明願書が出された経緯がございます。当時、願出人とも協議を重ね、農地の部分と非農地の部分を分筆して、農業委員の現地調査も経て総会に諮られ、発給しております。その当時も、この4筆は農地であるとの見解で、発給しております。その後平成24年にも現況証明願いが出されましたが、同様に農地であるとの判定で発給しております。今回の現地調査においても、現地調査した3名の農業委員で協議した結果、非農地の証明は発給できないとの意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第6号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第6号3番については、現地調査した3名の農業委員の、非農地の証明は発給できないとの判断を適格とみなし、証明は発給しないということに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号3番は証明を発給しないことといたします。

議長 事務局より議案第6号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号4番を議案書をもとに朗読】  
申請地は、農業振興地域の農用地区域外であり、近隣にも住宅が連担しております。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

10番 議案第6号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第6号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号4番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。  
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第12回総会を閉会いたします。  
(終了時刻 午前11時50分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成25年5月30日(議事録調整日 平成25年6月14日)

新ひだか町農業委員会会長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩